

令和4年度事業計画

基本方針

感染症による未曾有の危機に対し、令和3年9月公表の経済財政報告においてわが国では、日本社会の新たな課題が明らかとなり、強さと柔軟性を兼ね備えたレジリエントな経済社会を構築するため、感染対策と日常生活の両立、サプライチェーンの強靱化、事業の再構築と人材の円滑な移動に向けた取り組みの強化が課題とされました。

厚生労働省の令和2年度の白書によれば、生涯現役社会の実現に向けた環境整備をするため、企業における高年齢者に就業促進を実施、また、定年退職後に、地域社会に根差した臨時的かつ短期的又は軽易な就業を通じた社会参加を希望する高齢者に対してその希望に応じた就業機会の確保・提供するシルバー人材センター事業を推進しているとされています。

このような社会情勢の中、人生100年時代を迎え、長い人生を一人ひとりが多様なライフプランを描きながら、生きがいをもってくらしていける社会とするためには健康寿命の延伸が不可欠であり、健康を維持していくことは、QOL（生活の質）の向上に加え、就業や社会参加につながるほか、就業者数の増加、介護費等の抑制等により持続的な社会づくりにも資するとされています。

現況によるシルバー会員の健康年齢は調査によりかなりの高水準であり、このことは、就業を通じて生きがいや社会とのつながり、支えあいを持てること=健康寿命の増進となる証しです。

したがって、会員を増やすことは地域全体の高齢者の健康寿命の増進につながっていくと考えられ、一人でも多くの方にシルバー人材センターの存在や役割、魅力の周知を図って入会していただくことが、今後の地域貢献につながっていくと考えます。

そのためには‘地域に貢献でき’‘みんなの笑顔で楽しい’‘会員が会員であることを誇れる’センターを目指します。

事業実施計画

1 基本的な考え方

公益法人としての運営基準と関係法令を順守し、社会環境の変化や地域ニーズに柔軟に対応する。就業に限らず余暇のたのしみの中で「生きがいづくり」「健康の維持」「仲間作り」を提供し、生涯現役を目指すシニアのため、地域を支えるセンターを目指します。

2 基盤拡大

「自主・自立・共働・共助」の下 変化していく社会環境、センター実態の変化に対応していくため、会員の自主的な運営を念頭に、持続継続できる組織の構築を役職員が一丸となって図ります。

(1) 会員の拡大

元気な高齢者が地域社会の課題解決の担い手となって活躍するシルバー事業は、ますますその役割を果たすことが求められており、そのためには「会員の拡大」が最重要課題。特に 女性会員の拡大が重要と考えます。

余暇のある主婦層を中心に“輝くセカンドライフ”“として”シルバーで人生キャリアを輝かせる“いう選択肢があることを発信し、女性のエンパワーメント（能力開花）につながる事業を行い同時に、会員の高齢化に伴う後継者の育成を課題に加え会員拡大を図ります。

- ・ 女性限定説明会や女性向けのイベントを開催するとともに、女性会員拡大のための専門部会、委員会等の設置検討を図り新たな就業機会の確保に努めます。
- ・ 「会員による紹介入会促進活動」を推進し推進月間を設けます。
- ・ 会員の定着と早期退会防止のため、新規入会者へ優先的な就業先の紹介を継続実施します。
- ・ 有資格者の会員募集・就業開拓を行いセンターのスキルアップを図ります。
- ・ 「生涯を通し会員が繋がる支えあうため」ゴールド会員への移行を推進します。
- ・ 必要に応じた随時入会を実施します。
- ・ 会員イメージの刷新出来るチラシ、ポスター、パンフレットの作成配布をします。

(2) 就業開拓

適正就業ガイドライン等によりシルバー人材センターの仕組みについての周知を図り、マナーやルールの順守を徹底し、信頼されるセンターとしてのイメージ回復、対応をしていきます。

感染防止に十分に配慮しながら、新しい生活様式に対応して必要となる業務の発掘に努めるとともに、新たな就業機会の確保に努めます。高齢会員でも安心して就業できる就業内容、仕組みを研鑽しま

す。

- ・ センターに届け出しない就業は出来ないことの周知を徹底します。
- ・ 請負事業に対する正しい理解確認を行い、請負を実施します。(同じ時期の同じ作業での料金は同額)
- ・ 請負を明確に実施することが、高齢化する会員の作業においても無理のない作業が実施できることの周知を図る。
- ・ シルバーのセールスポイント！“会員が親切・丁寧・誠実な就業”を行ない、「次につながる」を獲得します。
- ・ 既存取引先・公共関係への役職員による訪問や電話により、顧客関係性を強化、継続受注や新規受注、契約金額の増加を目指します。
- ・ 各担当からのお仕事情報を集約発信し希望会員への速やかなマッチング・新規会員入会を図っていきます。
- ・ クレームのあった就業については、事務局・会員と共に解決にむけ、真摯に対応し、詳細を分析し、会員全体に周知を図り以後の就業に生かします。
- ・ 委員会や各班長及び会員や各担当の意見交換の場を設けワークシェアリングを進めます。

3 高齢者活用・現役サポート事業

センター基盤強化のための会員リーダーの育成と同時に職員のスキルアップを図ります。また、地域での人手不足企業と会員のきめ細かいマッチング対応を実施します。

- ・ 人手不足の福祉施設の調査と派遣ができる会員の開拓、育成の強化をします。
- ・ 新しい生活様式を踏まえたセンタービジョンの構築のため、各職員による会員拡大・就業拡大の企画提案の促進を図ります。
- ・ 会員の更なる事業理解（請負）のための研修を実施し、事務の効率化を図ります。
- ・ 職員の対応、企画能力の評価をし事務体制を整えます。
- ・ 問い合わせ企業等への初期対応を迅速に行います。
- ・ 継続して市への派遣事業への理解、協力、育児支援・介護関連事

業への参画ができるようセンターの現況の説明・理解・提案を随時行います。

- ・ 「地域福祉の担い手」として生活支援サービス事業の充実を図ります。(同時に女性会員の拡大・連携できる関係団体の模索)
- ・ 人手不足分野、介護、保育、後継者育成等の講習会を実施します。
- ・ 市の担当課関係部の情報収集、連絡を密に、協力得て事業展開を図ります。
- ・ 厚生労働省作成の適正就業ガイドライン等を活用し・基本法令を順守します。

4 継続事業

(1) 衆楽茶屋

観光津山の一助になるよう営む人・訪れる人にとって「心和む憩いの場・居場所」として、新しい生活様式を踏まえた事業展開をします。そのために、速やかな運営ができるように津山市や地域への理解・協力を求めます。

また、前年度より計画し実施できていない週1回のふらっとカフェを開催し、支えあいの中で元気に活躍しているシルバー会員の元気な姿を発信、高齢者の輝く場所への案内役となります。

(2) チッパー事業

処分作業の経費削減を図りながら、剪定枝葉・刈草の処分処理継続のため、会員各自の利用マナー・ルールの厳守・協力を求めます。また、恒例となっている利用者還元を行いシルバー事業の周知を図ります。

- ・ 事業委員及び就業会員での計画的な運営を図ります。
- ・ 事業継続するには、利用会員の協力とモラル・互いの声掛助け合いの必要が不可欠であることを伝達します。
- ・ 防犯カメラにより利用管理を実施します。

(3) 高齢者支援（ワンコイン）事業

一人でも多くの会員皆さんで取り組んでいただけるように、“チョットした手助け”が地域を支えていくことを内外に啓発活動を行います。

5 空き家の管理事業

関係部署との連携強化、津山市との協定締結を完了し利用状況を把握しながら事業を推進します。

ふるさと納税返礼品として登録、安心できるふるさと津山、シルバー人材センターをアピールします。(感染拡大による移動自粛が続く中、地元に戻れない人や 企業に代わって、空き家や空き地の管理、墓所の清掃・墓参り代行、 様々なサービスを提供します。)

6. デジタル社会への対応

生活のあらゆる場面に、デジタル技術 (DX) が浸透してきており、シルバー事業においても、 デジタル技術を取り入れた事業展開が必要になっていきます。 業務の効率化や入会関連業務、あるいは就業機会として、デジタル技術を取り入れた取組を検討していきます。

(業務の効率化 スマートフォンを活用した業務連絡、SNS による情報発信 スマートフォン・パソコン教室など)

7 情報・普及啓発活動

社会の変化の中でも、元気・笑顔・楽しく・ありがとうの言葉・輝くセカンドライフ (健康・社会や人とのつながり・会員相互の助け合い・収入) のシルバー会員の活動内容の周知や魅力の発信とシルバー人材センターの必要性そして真心をアピールします。

- ・ホームページに会員の活動状況・講習会日程・求人情報等タイムリーな情報を掲載します。
- ・パンフレットの配布やチラシのポスティング、ボランティア活動で事業の周知、理解、会員拡大をします。
- ・市民が気軽に参加できるワークショップやイベントを開催します。
- ・事業の内容やセンターの仕組みなど適正就業ガイドライン・シルバー人材センター事業概要により企業、公共訪問等の普及啓発活動を行います。

8 講習会・研修会の実施・参加

既存会員のシルバー人材センター事業の理解確認をします。
技能向上や会員・役職員の資質向上を図り、市民が気軽に参加できる講習会を実施します。

- ・ 会員リーダー育成のための講習会
(センター趣旨・基本理念・個人情報・見積講習など)
- ・ 会員の技術習得・質の向上のための講習会の開催
(樹木剪定・刈払機・感染症予防消毒・マナー講習)
- ・ 後継者育成のための体験会の開催 (一般参加型)
(樹木剪定・刈払機・障子張替)
- ・ 会員の健康や安全のための講習会の開催
(交通安全・救急法・認知症サポーター)
- ・ 市民参加のできる講習会の開催
(スマホ教室・趣味の教室・健康関連など)
- ・ 課題解決を目的にした先進地視察研修を行い問題改善・解決を図ります (センター女性会員拡大・安全対策・請負事業対策)
- ・ 全シ協・県連合会主催の講習会・研修会へ参加し、センター会員への情報の持ち帰りとセンター事業運営に役立てていきます。
- ・ 公益法人、関係法令講習・研修等に参加し法令を順守します。
- ・ 連合会主催各種講習会 (予定)
(家事福祉援助・介護送迎・ハンドメイド・剪定・草刈機・刃物研・襖・障子張替・筆耕・感染症予防消毒 等) 新規入会希望高齢者の参加を促進し就業拡大を図ります。

9 安全・適正就業の推進

会員の高齢化に伴う安全対策・意識付けのため、日常からの声掛けを実施します。(“無理は禁物!” “自身の健康と安全は自分で守る”)

シルバー人材センターの就業は、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業であることを、厚生労働省が示した適正就業ガイドラインを活用し、センターでの働き方について正しい理解・協力を求め、また、会員の安全のための規則と安全を守りたいと願う安全委員への会員理解、協力を確実にし、安全・適正就業の徹底を行います。

- ・ 「安全はすべてに優先する」を会員各自に確認してもらうため、日頃からの声掛け運動を実施します。

- ・ 安全委員会による安全パトロールを実施します。
- ・ グループ就業時の各班長・リーダーが中心となって安全の確認（ミーティング）・事故防止を図ります。（安全点検表の活用）（現場での安全就業のぼり旗の掲揚）
- ・ 就業時のヘルメットの着用・安全装具装備等についての義務付。
- ・ 自分自身の身は自身で守ることを繰り返し広報、伝達します。
- ・ 就業時のアルコール検査を実施します。
- ・ 日頃からの健康管理、自主的な健康診断の受診をお願いします。
- ・ 運転免許所持者確認と安全運転講習等の受講を義務付けします。
- ・ 運転業務に従事する派遣会員の適性検査の実施をします。
- ・ 賠償事故の会員免責の周知を図り安全就業につなげます。
- ・ 関係法令の順守の徹底をします。

10 職業紹介・労働者派遣事業

高齢者の雇用ニーズや適正就業のために、臨時的かつ短期的なものその他軽易な業務を希望する高齢者に対し職業紹介及び労働者派遣事業を実施します。

- ・ コロナ禍を踏まえ派遣事業においては企業・福祉施設・学童保育等への就業開拓を行うと同時に、公共へ派遣就業への協力を引き続き求めていきます。
- ・ 新規お問い合わせには、地域の人手不足に貢献できるように業務内容を十分検討し法令順守で、無理のない派遣計画を提案実施します。
- ・ 職業紹介事業においては一般市民においても求職登録が可能なことの周知を図り、入会促進をします。
- ・ 法改正を順守いたします。

11 地域貢献活動

ワンコインサービス、ボランティアを通じ地域貢献の喜びや充実感を会員に体感していただき、この活動の市民周知を図って行きます。

- ・ 剪定・草刈・清掃等の一斉ボランティア活動をし、会員相互の繋がりを作るとともに、地域貢献する達成感と意識づくりを図りま

す。 「日常での支え愛（合）」を合言葉にします。

12 多目的コミュニケーションルーム事業（仮）

退職年齢の引き上げや継続雇用の企業に対する義務付けにより新入会の会員年齢が高くなるのと同時に入会を希望する高年齢者の就業に対する変化もあり、センター入会で得られるものは生きがい就業ばかりではなかなか会員数を増やすことは難しく、会員でなければ得られない楽しいコミュニケーションの企画や場所が求められている。

SDGS の実行と共に持続可能な組織となるため、会員相互のコミュニケーションづくり、会員価値の創出のため会員が自由に使用できる場所の提供とそれに伴う事業実施を図ります。

- ・会員間交流（自由な空間）就業昼食時・就業後、休日の利用
手芸・囲碁・将棋 互助会利用
- ・孫世代と一緒に楽しむ企画によって 孫の世話をしているシニア世代の引き込み
(孫世代も一緒に楽しめる場所 ワークショップ修繕体験・花壇農作物体験・各種作業体験・お楽しみイベントなど)
- ・作業場（既存・新規作業の場所）
木工等趣味と実益 拡大のための価値を生み出すスペース
- ・地域や若者へのシルバー人材センターへの周知と技術伝承

13 継続強化実施事項

- ・危機管理体制の整備
感染症が蔓延する中 緊急事態に対応できる体制を整え維持をします。
- ・請負事業の基本的な進め方を繰り返し役職員、会員全体で研修理解を深め継続可能な事業運営体制を整えます。
 - ① 「職種班（剪定班・草刈班・広報班・清掃班等）について点検・必要な再構成をします。
 - ② 統一的な基準・手順の作成し、会員で仕事を完成させること、請

負の理解（研修）・生涯現役のための周知を（広報）します。

③ リーダー等を中心とした請負体制を確認（研修）・確立（実施）をし、実施の中での問題点の修正を行います。

・就業求人情報について、当センター会報・ホームページに掲載し、会員の拡大・後継者育成へつなげます。

・随時入会希望者に対し対応ができるように役職員交代での入会説明会を実施します。

・仕事の幅、レベルを広げます。

（会員ニーズを知り、様々な仕事を用意し、地域課題解決につながる難易度の高い仕事にもチャレンジする。）

・地域課題解決キャパシティを身に着ます。

（現会員の強化、能力とやる気のある高齢者の発掘と入会促進と、センターは仲間が集い、楽しみのある場所となる。）

・自治体、地域組織との連携（再）構築を図ります。

（市に対し提案・対話・協力を求めこれを継続していく、センターの存在や力をわかりやすく広報していく、様々な地域活動へ積極的に参加をする。）

・輝く笑顔のあふれる場所になるよう事業展開を行います。